

葉山町介護予防・日常生活支援総合事業の基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業に係る人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）の例による。

(基準)

第3条 旧介護予防訪問介護に相当するサービスに係る指定事業者の指定の基準は、旧指定介護予防サービス等基準（省令第140条の63の6第1号イに規定する旧指定介護予防サービス等基準をいう。以下同じ。）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

2 旧介護予防通所介護に相当するサービスに係る指定事業者の指定の基準は、旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

3 通所型サービスCに係る基準は、省令第140条の62の3第2項に規定する基準によるほか、町長が別に定めることができる。

(葉山町の区域外の事業所に係る基準の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、本町の区域外に所在し、かつ、その所在地を管轄する市区町村長から省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準に基づき法第115条の45の5第1項の指定を受けている事業所にあつては、当該事業所に係る指定の基準は、当該市区町村長が定める基準とすることができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定事業者の指定に係る準備行為については、この要綱の施行前においても行うことができる。